NPO 法人スポウエルアスリートクラブ　教室事業

＜ハラスメント防止に関するガイドライン＞

2026.1.19～

◆ハラスメント防止ガイドラインの適用範囲・対象

「スポウエルアスリートクラブ　ハラスメント防止ガイドライン」は以下の者・場合に適用または準用されます。

① スポウエルアスリートクラブ（以下クラブという）の所属会員であるすべての会員

② クラブ所属会員（学生）の保護者。

③ クラブのコーチ、事務局、他スタッフ全般。

④ 所属会員及び保護者、指導者、スタッフ、それぞれの間、または相互に関わるハラスメントについては、活動場所の内外、活動時間の内外を問わず、実質的にクラブの活動環境に重大な支障を与えると認められる場合には本ガイドラインが広く適用または準用されます。

⑤ 加害者とされる者がクラブの関係者でない場合は、その者が所属する機関に対して、本ガイドラインの趣旨、目的、概念を説明し、予防、再発防止、行為者の処分等を行うよう強く求め、必要に応じて被害者と協議のうえ法的措置を講じます。

相談の内容に関して、当クラブの名誉、信用を損ない、秩序を乱す行為があったとき、また、当クラブの会員・保護者・スタッフとして、品位を損なう行為があったと判断されるときには、会員及びその保護者の場合に関しては、会員資格を停止、退会していただくこともあります。（会員規約第 16 条）。スタッフの場合は就業規定に則って、制裁等の対応をします。

◆ハラスメント防止に関するガイドライン

1. ハラスメント防止に関するスポウエルアスリートクラブの基本的な姿勢

スポーツ活動の場であるクラブ内において、スタッフと所属会員（選手・保護者）間、会員（選手・保護者）間、あるいはスタッフ間であるかどうかを問わず体罰・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）が行われてはならないものです。

クラブの活動環境を阻害するハラスメントの予防・根絶のため、その発生原因、背景、実情や問題点の解明を深め、十分な理解を得るように、入会時の説明・広報活動等を通じ、周知徹底および啓発に努めます。

また、クラブは、被害を受けた会員・保護者及びスタッフが、安心してハラスメントに関する相談や申立てを行うことができるよう、相談窓口を設置します。
相談や申立てに対しては、被害者へのケアおよび権利回復を重視しつつ、慎重かつ誠実に対応します。その際、関係者のプライバシーの保護および秘密厳守には、特に配慮します。

ハラスメントは、人権侵害や性差などに基づく差別に関わる問題の一つです。スポーツ指導という公共的活動を担うクラブは、これらハラスメントの予防・根絶のため真摯に取り組んでいきます。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感や苦痛を与える行為全般をいいます。
ある言動がハラスメントに該当するかどうかは、言動を行った者の主観的な意図にかかわらず、**原則として被害者の受け止め方を基準**として判断されます。
ハラスメントには、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなど、さまざまな形態が含まれます。これらの行為は、受け手に強い不快感や精神的苦痛を与え、心身の不調を引き起こし、スポーツ活動の継続を困難にする場合があります。また、深刻な精神的ダメージを与え、トラウマとして残ることもあります。

3. ハラスメントの二次被害を与えうる言動

直接的なハラスメント被害に加え、周囲の人の不適切な対応によって、被害者が二次的に心の傷を受けることを「ハラスメントの二次被害」といいます。

二次被害を与える言動は、被害者の苦痛をさらに深めるだけでなく、相談や申立てを困難にし、問題の解決や再発防止を妨げる要因となります。また、ハラスメント行為を黙認・容認する雰囲気を生み出すおそれもあります。

そのため、ハラスメントの被害を見聞きした場合や相談を受けた場合には、二次被害を与えるおそれのある言動を行ってはなりません。
二次被害を与えうる言動には、次のようなものが含まれます（SNS 等での発信を含む）。

① 被害者に落ち度があったと責める言動
② 被害の内容を矮小化する言動
③ 加害者を擁護する言動
④ 相談や問題提起そのものを非難する言動

これらの言動が認められた場合、クラブは厳正に対応します。

4. 虚偽の相談・申立て等の禁止

ハラスメントの相談や問題解決の過程において、虚偽の申立てや証言を行ってはなりません。
虚偽の申立て等が確認された場合には、クラブは厳正に対処します。

5. ハラスメントの被害を受けた場合の問題解決の方法

ハラスメントの被害を受けたときは、クラブのハラスメント相談窓口に相談することができます。

相談を受けた担当者は、相談者の意向を尊重しながら、関係者への聞き取りや改善措置の検討等、問題解決に向けて適切な対応を行います。

相談および問題解決にあたっては、関係者のプライバシーに最大限配慮し、秘密を厳守します。

◆　ハラスメント相談窓口

・事務局長：渡邉　紫乃

・相談室カウンセラー：渡邊　昇司
（静岡大学大学院　特任教授／産業カウンセラー／スクールカウンセラー）